

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

79

告示 (選)

- 衆議院 (小選挙区選出) 議員選挙における選挙人名簿の登録基準日、登録日……………一
- 衆議院 (小選挙区選出) 議員選挙において候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者等……………一
- 衆議院 (小選挙区選出) 議員選挙における選挙長の事務を行う場所……………(東京都選挙管理委員会)…一
- 衆議院 (比例代表選出) 議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所……………(同)…三
- 衆議院 (小選挙区選出) 議員選挙における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……………(同)…三

告示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百四十六号
公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号) 第二十二條第三項の規定により、平成二十九年十月二十二日執行予定の衆議院 (小選挙区選出) 議員選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う

日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号) 第十四條第二項の規定により告示する。

平成二十九年十月四日

東京都選挙管理委員会

基準となる日 平成二十九年十月九日。ただし、年齢については、同月二十二日

登録を行う日 平成二十九年十月九日

東京都選挙管理委員会告示第百四十七号

政見放送及び経歴放送実施規程 (平成六年自治省告示第百六十五号) 第二條第七項の規定により、平成二十九年十月二十二日執行予定の衆議院 (小選挙区選出) 議員選挙において、候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数を次のとおり定めた。

平成二十九年十月四日

東京都選挙管理委員会

一 基幹放送事業者及び回数

放送の区分	基幹放送事業者	各政党の届出候補者数	回数
テレビジョン放送	株式会社テレビ東京	一人又は二人	一
		三人から五人まで	一
		六人から八人まで	二
		九人から十一人まで	三
		十二人以上	四
ラジオ放送	株式会社文化放送 株式会社ニッポン 株式会社TBSラ	一人又は二人 三人から五人まで 六人から八人まで 九人から十一人まで	一 二 四 六

「ジオ&コミュニケーションズ」	十二人以上	八
-----------------	-------	---

二 ラジオ放送の分担

各政党の放送回数	株式会社文化放送	株式会社ニッポン放送	株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ
一	一	一	二
二	一	一	二
四	一	一	二
六	一	一	二
八	一	一	二

公告

衆議院 (小選挙区選出) 議員選挙における選挙長の事務を行う場所について

平成二十九年十月二十二日執行予定の衆議院 (小選挙区選出) 議員選挙において東京都各選挙区の選挙長が事務を行う場所を次のとおり定めた。

平成二十九年十月四日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	場 所
東京都第一区	千代田区選挙管理委員会事務局 千代田区九段南一丁目二番一号 (ただし、十月十日午前八時三十分から午前十時までは千代田区役所一階区民ホール 千代田区九段南一丁目二番一号)
東京都第二区	中央区選挙管理委員会事務局 中央区築地一丁目一番一号 (ただし、十月十日午前八時三十分から午前十時までは中央区役所八階

大会議室 中央区築地一丁目一番一
号)

東京都第三区

品川区選挙管理委員会事務局 品川
区広町二丁目一番三十六号
(ただし、十月十日午前八時三十分
から午前十時までは品川区役所第二
庁舎五階二五・二五二・二五三会
議室 品川区広町二丁目一番三十六
号)

東京都第四区

大田区選挙管理委員会事務局 大田
区蒲田五丁目十三番十四号
(ただし、十月十日午前八時三十分
から午前十時までは大田区役所本庁
舎十一階第五・第六委員会室 大田
区蒲田五丁目十三番十四号)

東京都第五区

目黒区選挙管理委員会事務局 目黒
区上目黒二丁目十九番十五号
(ただし、十月十日午前八時三十分
から午前九時三十分までは目黒区総
合庁舎地下一階第十五会議室 目黒
区上目黒二丁目十九番十五号)

東京都第六区

世田谷区選挙管理委員会事務局 世
田谷区世田谷四丁目二十一番二十七
号
(ただし、十月十日午前八時三十分
から午前九時三十分までは世田谷区
民会館ロビー 世田谷区世田谷四丁
目二十一番二十七号)

東京都第七区

渋谷区選挙管理委員会事務局 渋谷
区渋谷一丁目十八番二十一号
(ただし、十月十日午前八時三十分
から午前九時三十分までは美竹の丘
・しぶや会議室A 渋谷区渋谷一丁
目十八番九号)

東京都第八区

杉並区選挙管理委員会事務局 杉並
区阿佐谷南一丁目十五番一号
(ただし、十月十日午前八時三十分
から午前九時三十分までは杉並区役

東京都第九区

所西棟六階第五・第六会議室 杉並
区阿佐谷南一丁目十五番一号)
練馬区選挙管理委員会事務局 練馬
区豊玉北六丁目十二番一号
(ただし、十月十日午前八時三十分
から午前十時までは練馬区役所本庁
舎十九階一九〇二会議室 練馬区豊
玉北六丁目十二番一号)

東京都第十区

豊島区選挙管理委員会事務局 豊島
区南池袋二丁目四十五番一号
(ただし、十月十日午前八時三十分
から午前十時までは豊島区役所本庁
舎八階八〇七会議室 豊島区南池袋
二丁目四十五番一号)

東京都第十一区

板橋区選挙管理委員会事務局 板橋
区板橋二丁目六十六番一号
(ただし、十月十日午前八時三十分
から午前九時三十分までは板橋区役
所北館七階監査委員室 板橋区板橋
二丁目六十六番一号)

東京都第十二区

北区選挙管理委員会事務局 北区滝
野川二丁目五十二番十号
(ただし、十月十日午前八時三十分
から午後五時までは北区選挙管理委
員会室 北区滝野川二丁目五十二番
十号)

東京都第十三区

足立区選挙管理委員会事務局 足立
区中央本町一丁目十七番一号
(ただし、十月十日午前八時三十分
から午前九時までは足立区役所南館
十三階大会議室B 足立区中央本町
一丁目十七番一号)

東京都第十四区

荒川区選挙管理委員会事務局 荒川
区荒川二丁目二番三号
(ただし、十月十日午前八時三十分
から午前十時までは荒川区役所北庁
舎一階一〇一会議室 荒川区荒川二
丁目十一番一号)

東京都第十五区

江東区選挙管理委員会事務局 江東
区東陽四丁目十一番二十八号
(ただし、十月十日午前八時三十分
から午前十時までは江東区役所三階
全員協議会室 江東区東陽四丁目十
一番二十八号)

東京都第十六区

江戸川区選挙管理委員会事務局 江
戸川区中央一丁目四番一号
(ただし、十月十日午前八時三十分
から午前十時までは江戸川区役所南
棟五階五〇二会議室 江戸川区中央
一丁目四番一号)

東京都第十七区

葛飾区選挙管理委員会事務局 葛飾
区立石五丁目十三番一号
(ただし、十月十日午前八時三十分
から午前九時までは東京都葛飾都税
事務所四階会議室 葛飾区立石五丁
目十三番一号)

東京都第十八区

府中市選挙管理委員会事務局 府中
市宮西町二丁目二十四番地
(ただし、十月十日午前八時三十分
から午前十時までは府中市役所北庁
舎三階第五会議室 府中市宮西町二
丁目二十四番地)

東京都第十九区

西東京市選挙管理委員会事務局 西
東京市中町一丁目五番一号
(ただし、十月十日午前八時三十分
から正午までは西東京市防災センタ
ー六階講座室二 西東京市中町一丁
目五番一号)

東京都第二十区

清瀬市選挙管理委員会事務局 清瀬
市中里五丁目八百四十二番地
(ただし、十月十日午前八時三十分
から午前十時までは清瀬市役所四階
委員会室 清瀬市中里五丁目八百四
十二番地)

東京都第二十一区

日野市選挙管理委員会事務局 日野
市神明一丁目十二番地の一

(ただし、十月十日午前八時三十分から午前十時までは日野市役所本庁舎五階五〇五会議室 日野市神明一丁目十二番地の一)

東京都第二十二区

調布市選挙管理委員会事務局 調布市小島町二丁目三十五番地一
(ただし、十月十日午前八時三十分から午前十時までは調布市文化会館 たづくり十二階大会議場 調布市小島町二丁目三十三番地一)

東京都第二十三区

町田市選挙管理委員会事務局 町田市森野二丁目二番二十二号
(ただし、十月十日午前八時三十分から午前十時までは町田市庁舎三階三一一会議室 町田市森野二丁目二番二十二号)

東京都第二十四区

八王子市選挙管理委員会事務局 八王子市元本郷町三丁目二十四番一号
(ただし、十月十日午前八時三十分から午前九時三十分までは八王子市役所八階八〇二会議室 八王子市元本郷町三丁目二十四番一号)

東京都第二十五区

羽村市選挙管理委員会事務局 羽村市緑ヶ丘五丁目一番地三十
(ただし、十月十日午前八時三十分から午前十時までは羽村市役所東庁舎四階大会議室A 羽村市緑ヶ丘五丁目二番地一)

衆議院(比例代表選出)議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所について

平成二十九年十月二十二日執行予定の衆議院(比例代表選出)議員選挙における東京都選挙区選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

平成二十九年十月四日

東京都選挙管理委員会
東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十三階

衆議院(小選挙区選出)議員選挙における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所について

平成二十九年十月二十二日執行予定の衆議院(小選挙区選出)議員選挙において、政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所を次のとおり定めた。

平成二十九年十月四日

東京都選挙管理委員会

- 一 平成二十九年十月十日 東京都庁第一本庁舎二十五階一四会議室 新宿区西新宿二丁目八番一号
- 二 同月十一日以降 東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔三十三階

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001